

⑱ 有害使用済機器の保管等に係る届出制度

(1) 有害使用済機器とは（令第16条の2）

有害使用済機器とは、使用を終了し、収集された機器（廃棄物を除く。）のうち、その一部が原材料として相当程度の価値を有し、かつ、適正でない保管又は処分が行われた場合に人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるものとして政令で定めるものとされており、具体的には、家電リサイクル法に定める4品目と、小型家電リサイクル法に定める28品目の合計32品目となります。（下表参照）

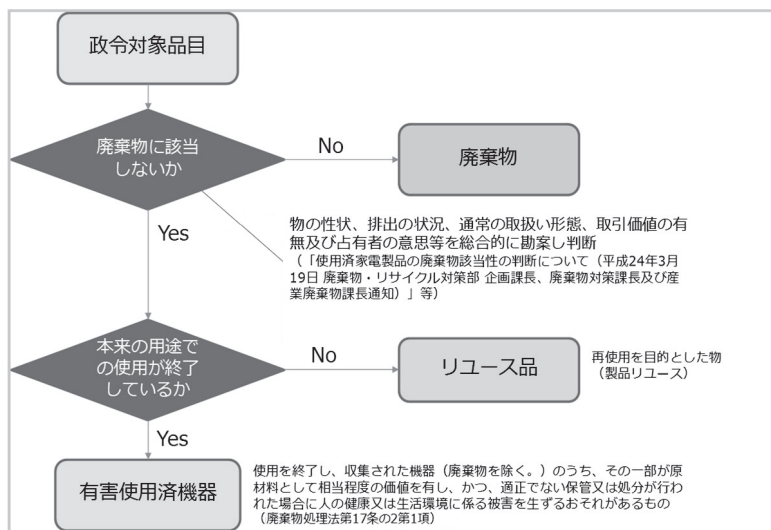
1	ユニット形エアコンディショナー（ウインド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）	12	ジャー炊飯器、電子レンジその他の台所用電気機械器具（2に掲げるものを除く。）	23	ラジオ受信機及びテレビジョン受信機（4に掲げるものを除く。）
2	電気冷蔵庫及び電気冷凍庫	13	扇風機、電気除湿機その他の空調用電気機械器具（1に掲げるものを除く。）	24	デジタルカメラ、ビデオカメラ、ディー・バイ・ディー・レコーダーその他の映像用電気機械器具
3	電気洗濯機及び衣類乾燥機	14	電気アイロン、電気掃除機その他の衣料用又は衛生用の電気機械器具（3に掲げるものを除く。）	25	デジタルオーディオプレーヤー、ステレオセットその他の電気音響機械器具
4	テレビジョン受信機のうち、次に掲げるもの イ プラズマ式のもの及び液晶式のもの（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限る、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。） ロ ブラウン管式のもの	15	電気こたつ、電気ストーブその他の保温用電気機械器具	26	パーソナルコンピュータ
5	電動ミシン	16	ヘアドライヤー、電気かみそりその他の理容用電気機械器具	27	プリンターその他の印刷用電気機械器具
6	電気グラインダー、電気ドリルその他の電動工具	17	電気マッサージ器	28	ディスプレイその他の表示用電気機械器具
7	電子式卓上計算機その他の事務用電気機械器具	18	ランニングマシンその他の運動用電気機械器具	29	電子書籍端末
8	ヘルスメーターその他の計量用又は測定用の電気機械器具	19	電気芝刈機その他の園芸用電気機械器具	30	電子時計及び電気時計
9	電動式吸入器その他の医療用電気機械器具	20	蛍光灯器具その他の電気照明器具	31	電子楽器及び電気楽器
10	フィルムカメラ	21	電話機、ファクシミリ装置その他の有線通信機械器具	32	ゲーム機その他の電子玩具及び電動式玩具
11	磁気ディスク装置、光ディスク装置その他の記憶用電気機械器具	22	携帯電話端末、PHS端末その他の無線通信機械器具		

※ 有害使用済機器は、電池式かコンセント式かを問わず、電気で稼働するものは全て含まれます。

また、電池式の場合、現に電池が組み込まれているかどうかで判断するのではなく、電池により稼働する構造のものであれば、全て有害使用済機器に含まれます。

(2) 有害使用済機器の判別（法第17条の2）

有害使用済機器の判別に係るフローは右図のとおりであり、政令で定める32品目のうち、廃棄物に該当しないものであって、本来の用途での使用が終了しているものが対象となります。



(3) 有害使用済機器等保管等業者による届出（法第17条の2、規第13条の3）

有害使用済機器の保管又は処分を業として行おうとする場合は、事前に、青森市、八戸市又は県（事業場が青森市内である場合は青森市、八戸市内である場合は八戸市、その他県内である場合は県）に届出する必要があります。

① 届出対象となる業者

有害使用済機器の保管又は処分を業として行おうとする者であって、適正な有害使用済機器の保管を行うことができるものとして環境省令で定める者を除く者（以下「有害使用済機器等保管等業者」という。）（法第17条の2）

環境省令で定める者は、次のとおりです。（規第13条の2）

- ・有害使用済機器が廃棄物になったものの処理（有害使用済機器の保管、処分又は再生を業として行おうとするときは、それぞれ当該廃棄物の保管、処分又は再生）に係る、廃棄物処理法、家電リサイクル法又は小型家電リサイクル法による許可、認定、委託又は指定を受け、かつ、当該許可等に係る事業場において有害使用済機器の保管を業として行おうとする者
- ・市町村、都道府県、国である場合
- ・有害使用済機器の保管の用に供する事業場（二以上の事業場を有する者にあつては、各事業場）の敷地面積が100㎡を超えないものを設置する場合
- ・有害使用済機器の保管、処分又は再生以外の事業をその本来の業務として行う場合であつて、当該本来の業務に付随して有害使用済機器の保管のみを一時的に行うとき

② 届出先

事業場が青森市内である場合は青森市環境部廃棄物・リサイクル課、八戸市内である場合は八戸市市民環境部環境保全課、その他県内は事業場を管轄する環境管理部

③ 届出事項

- ・氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- ・事業の範囲
- ・事務所及び事業場の所在地並びに事業場の敷地面積
- ・保管の場所の所在地及び面積並びに保管する有害使用済機器の品目、保管量及び保管の高さ
- ・有害使用済機器の保管の高さのうち、最高のもの
- ・処分又は再生を行う場合にあつては、当該処分又は再生に係る事業場の所在地及び処分又は再生を行う有害使用済機器の品目
- ・事業の用に供する施設を設置する場合にあつては、当該施設の種類、数量、設置場所、設置年月日及び処理能力
- ・届出をしようとする者が未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人である場合には、その法定代理人の氏名及び住所

④ 添付書類

- ・事業計画の概要を記載した書類
- ・事業場の平面図及び付近の見取図
- ・事業の用に供する施設を設置する場合にあつては、当該施設の処理方式、構造及び設備の概要、構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図
- ・届出をしようとする者が事業場及び事業の用に供する施設を使用する権原を有することを証する書類
- ・有害使用済機器の処分又は再生を業として行う場合には、当該処分又は再生に伴って生じた廃棄物の処理方法又は再生品の利用方法を記載した書類
- ・届出をしようとする者が個人であるときは、住民票の写し
- ・届出をしようとする者が法人であるときは、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- ・届出をしようとする者が未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人であるときは、その法定代理人の住民票の写し

※届け出た内容を変更しようとするときは、変更の日の10日前までに届出を行う必要があります。（法第17条の2、規第13条の4）

※有害使用済機器の保管、処分又は再生の事業の全部又は一部を廃止したときは、廃止の日から10日以内に届出を行う必要があります。（令第16条の4、規第13条の11）

(4) 有害使用済機器の保管又は処分に関する基準（令第16条の3第1号、第2号、第3号）

ア 保管の基準（令第16条の3第1号）

有害使用済機器保管等業者は、次の基準に従い、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがないように有害使用済機器を保管しなければなりません。

○保管場所の周囲に囲いが設けられていること。

○保管に関し必要な事項を表示した掲示板が、外部から見やすいところに設けられていること。（右図参照）

・有害使用済機器の保管の場所である旨の表示（処分又は再生を行う場合は、保管の場所である旨に加えて処分又は再生の場所である旨を表示すること。）

・保管する有害使用済機器の品目（代表的な取扱品目を3つ以上記載。なお、代表的な品目の選定に当たっては、取扱量上位3種を選定するなど、取扱実態と乖離しない品目を選定すること。）

・保管場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先

・屋外で容器を用いずに保管する場合は、保管高の上限

○保管場所から污水が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないよう次に掲げる措置を講ずること。

・保管する有害使用済機器の荷重が囲いに直接かかり、又はかかるおそれがある構造である場合には、その荷重に対して構造耐力上安全であること。

・屋外で容器を用いずに屋外で保管する場合は、高さの制限（P80保管の基準高さイメージ（1）～（3）を参照）を超えないようにすること。※（3）に該当する場合、勾配の規定はない。

・保管に伴い污水が生ずるおそれがある場合は、公共用水域及び地下水の汚染を防止するために保管場所の底面を不浸透性の材料で覆うとともに、油水分離装置及びこれに接続している排水溝その他の設備を設けること。

・保管を行おうとする有害使用済機器の品目に応じ、保管場所から生じた有害使用済機器又は当該保管に伴って生じた污水が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。

○保管場所において騒音又は振動が発生する場合は、当該騒音又は振動による生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。

○保管場所における火災の発生又は延焼を防止するため、有害使用済機器がその他の物と混合するおそれのないように他の物と区分して保管すること。

・有害使用済機器に電池、潤滑油その他の火災の発生又は延焼のおそれがあるものが含まれる場合は、技術的に可能な範囲でこれらを適正に回収し、処理すること。

・一つの保管場所の面積を200m²以下とすること。

・隣接する保管場所の間隔は、2 m以上とすること。（保管場所の間に仕切りが設けられている場合を除く。）

・その他必要な措置

○保管場所には、ねずみが生息し、蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。

有害使用済機器の保管場所		
保管する有害使用済機器の品目		
管理者	氏名又は名称	
	連絡先	
保管高の上限		

※掲示板の大きさは、縦60cm×横60cm以上

イ 処分等の基準（令第16条の3第2号、第3号）

有害使用済機器保管等業者は、次の基準に従い、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがないように有害使用済機器を処分又は再生を行わなければなりません。

○有害使用済機器の処分又は再生は、次によること。

・処分又は再生の場所から污水が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないよう次に掲げる措置を講ずること。

⇒処分又は再生に伴い污水が生ずるおそれがある場合は、公共用水域及び地下水の汚染を防止するために、処分又は再生の場所の底面を不浸透性の材料で覆うとともに、油水分離装置及びこれに接続している排水溝その他の設備を設けること。

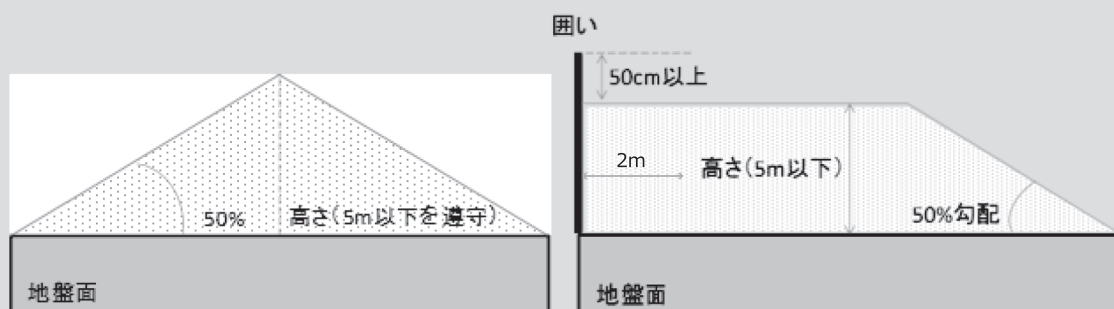
⇒処分又は再生を行おうとする有害使用済機器の品目に応じ、処分又は再生の場所から有害使用済機器又は当該処分若しくは再生に伴って生じた污水が飛散し、流出及び地下浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。

- ・処分又は再生に伴う騒音又は振動による生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
 - ・処分又は再生の場所における火災の発生又は延焼を防止するため、有害使用済機器がその他の物と混合するおそれのないように他の物と区分して処分又は再生すること。
⇒有害使用済機器に電池、潤滑油その他の火災の発生又は延焼のおそれがあるものが含まれる場合は、技術的に可能な範囲でこれらを適正に回収し、処理すること。
⇒その他必要な措置
 - ・家電リサイクルの対象4品目の再生又は処分を行う場合は、以上の措置に加え、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第16条の2第1号から第4号までに掲げる機器が有害使用済機器となったものの再生又は処分の方法として環境大臣が定める方法」(平成30年3月12日環境省告示第10号)により行うこと。
- 有害使用済機器は、焼却、熱分解、埋立処分及び海洋投入処分を行ってはならないこと。

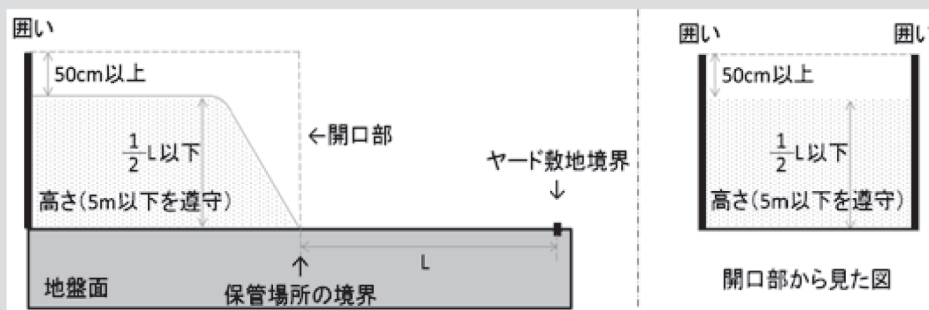
保管の基準（高さのイメージ）（規第13条の6）

屋外で容器を用いずに保管する場合、次の高さを超えて積み上げることはいけません。

- (1) 囲いに接しない場合
水平面に対し勾配 50%（約 26.5 度）
- (2) 有害使用済機器が囲いに接する場合
囲いの内側 2 m は、囲いの高さより 50cm 以下

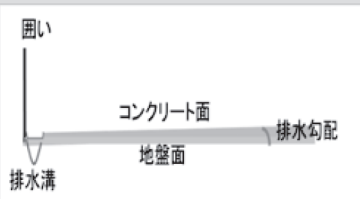


- (3) 三方を囲いでかこむ場合
次の①～③までに規定する高さのうちいずれか低いもの又は(2)に規定する高さ
- ① 開口部から他の施設又は敷地境界までの水平距離の最小のものの 2 分の 1
 - ② 囲いの高さより 50cm 以下
 - ③ 5 m

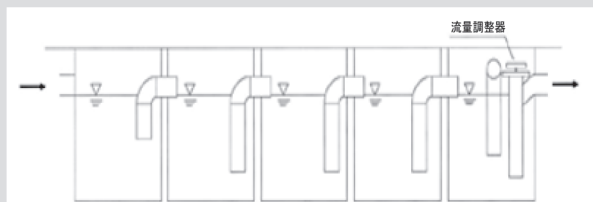


保管の基準（土壌・地下水汚染防止のイメージ）（令第16条の3第1号ロ(3)）

(1)コンクリート舗装のイメージ

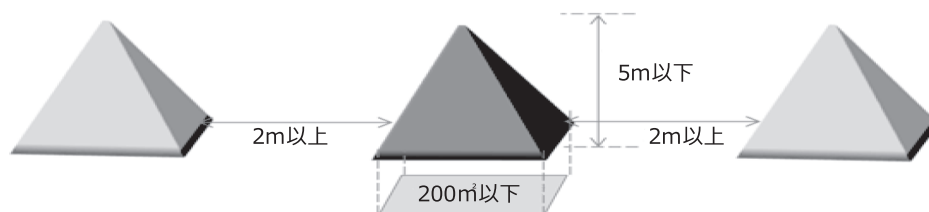


(2)油水分離槽のイメージ



保管の基準（火災・延焼防止措置のイメージ）（規第13条の8第3号、第4号）

○集積単位相互間の離隔距離のイメージ（不燃性の仕切りを設ける場合を除く。）



（5）帳簿記載事項（規13条の12）

有害使用済機器保管等業者は、帳簿を備え、有害使用済機器の保管、処分又は再生について次表の左欄の区分に応じそれぞれ右欄に掲げる事項を記載しなければなりません。

また、帳簿は、事業場ごとに備え、毎月末までに、前月分について記載を終了しなければなりません。

さらに、帳簿は1年ごとに閉鎖するとともに、閉鎖後5年間は、事業場ごとに保存しておく必要があります。

保管	1 受入年月日 2 受け入れた場合には、受入先ごとの受入量及び受け入れた有害使用済機器の品目 3 搬出した場合には、搬出した年月日、搬出先ごとの搬出量及び搬出した有害使用済機器の品目
処分又は再生	1 処分又は再生年月日 2 処分又は再生した場合には、処分方法ごとの処分量又は再生方法ごとの再生量及び処分又は再生した有害使用済機器の品目 3 処分又は再生に伴って生じた廃棄物、再生品及びその他の物の持出年月日、当該物の持出先ごとの持出量並びに処分又は再生した有害使用済機器の品目